

通電火災にご注意を！

通電火災とは、地震、台風などの自然災害の影響により、停電から電気が復旧することによって発生する火災のことです。

適切な対策をとり、通電火災の発生を未然に防ぎましょう。

停電発生時

▽停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、コンセントを抜く。

▽停電中に自宅から離れる際はブレーカーを落とす。

通電再開時

▽給電が再開されたら、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。

▽建物や電化製品などには外見上の損傷がなくても、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過した後、火災になることがあるため、煙の発生など

の異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。

問 福山地区消防組合消防局
予防課 (☎084-928-1192)



避難支援が必要な人の個別避難計画の作成

災害時にひとりで避難することが困難な人に適切な避難支援ができるよう、一人一人の状況に応じた個別避難計画の作成を進めています。この計画の情報を本人、地域の関係者や避難をサポートしてくれる人と共有して、普段の見守りや災害時の避難支援などに活用します。

対 ①介護保険の要介護認定

3以上の人

②身体障害者手帳1級～2級を持っている人

③療育手帳④またはAを持っている人

④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人

⑤75歳以上のひとり暮らし、または75歳以上の人のみで構成される世帯で、特に支援を必要とする人

※いずれも自宅に住んでいる人が対象です。施設入所中や長期入院中の人は対象になりません。

令和5年度中に新たに①から④の該当になった人には、計画作成に係る意向調査を行っています。⑤に該当の人で計画の作成を希望する人は、福祉課に問い合わせてください。

問 福祉課 (☎44-9149)

蜜蜂を飼育する皆さんへ 転飼許可申請のお願い

令和7年度に蜜蜂を移動して飼育する人は、転飼許可が必要です。



県の印

9月30日(月)

問 広島県東部畜産事務所畜産振興課 (☎084-921-1865)

21-1865)

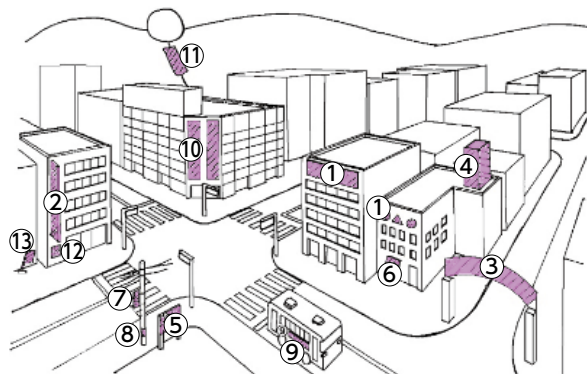


屋外広告物適正化旬間 9月1日(日)～10日(火)

看板・広告塔などの屋外広告物を表示・設置する際は、市の許可が必要です。自己所有の土地や建物に表示・設置する場合も同様です。許可を受けずに屋外広告物を設置していると違反広告物となり、撤去されることもあります。また、設置場所や広告物の種類・大きさなどによっては許可できない場合もあります。

屋外広告物の安全点検が義務化され、一定の大きさを超える場合には、許可期間更新時に定期的に屋外広告物安全点検報告書の提出が必要です。

問 土木課 (☎44-9177)



- ① 壁面広告
- ② 突出し看板
- ③ アーチ看板
- ④ 屋上広告塔
- ⑤ 掲示板
- ⑥ 立看板
- ⑦ 電柱広告 (添加広告)
- ⑧ 電柱広告 (巻き付け広告)
- ⑨ バス広告
- ⑩ 懸垂幕
- ⑪ 気球広告(アドバルーン)
- ⑫ はり紙
- ⑬ のぼり旗

広報ふちゅうに 広告を掲載 しませんか？



広報ふちゅうに掲載する広告を募集しています。企業・店舗のPRやイメージアップにご活用ください。

詳しくは
こちら▶



申問政策企画課

(☎44-9131・

✉koho-fuchu@city.fuchu.hirosima.jp)